

久留米市 空き家活用居住誘導事業補助金

空き家をリフォームして活用しましょう

最大 **50万円** 補助します



補助基本額

対象工事費の50%に相当する額

居住誘導区域内：上限**50万円**
居住誘導区域外：上限**30万円**

対象空き家

久留米市内にある**耐震性を有する**戸建て空き家
(久留米市空き家情報バンクに掲載されていない場合、
6月以上空き家であること)

補助対象者

次のいずれかに該当する方

- ・自らの居住を目的として、補助対象空き家のリフォームを行う方
- ・三親等以内の親族の居住を目的として、所有する補助対象空き家のリフォームを行う方
- ・賃貸を目的として、所有する補助対象空き家のリフォームを行う方
(賃貸目的の場合、空き家情報バンクに登録申請、又は掲載申請が必要)

対象の工事

次の全てに該当する工事

- ① 市内に本店・支店等の事業所を置く事業者、又は市内の個人事業者が施工する工事
 - ② 対象工事に係る経費（消費税を除く）が10万円以上である工事
 - ③ 補助金交付決定後に契約・着工し、令和9年2月26日までに完了報告ができる工事
- ※ 他の補助金等の交付を受けている工事、又は受ける予定のある工事は対象外

対象工事 ……省エネ改修、バリアフリー改修、耐久性向上改修、居住性向上改修等

申請の受付

受付開始：**令和8年4月21日（火）**から

- ・補助要件等の確認を行うため、**申請される際は、事前相談をお願いします。**
- ・予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。



申請先
(お問合せ先)

久留米市 都市建設部 住宅政策課 (本庁舎13階)

〒830-8520 久留米市 城南町15-3

TEL : 0942-30-9139 FAX : 0942-30-9743

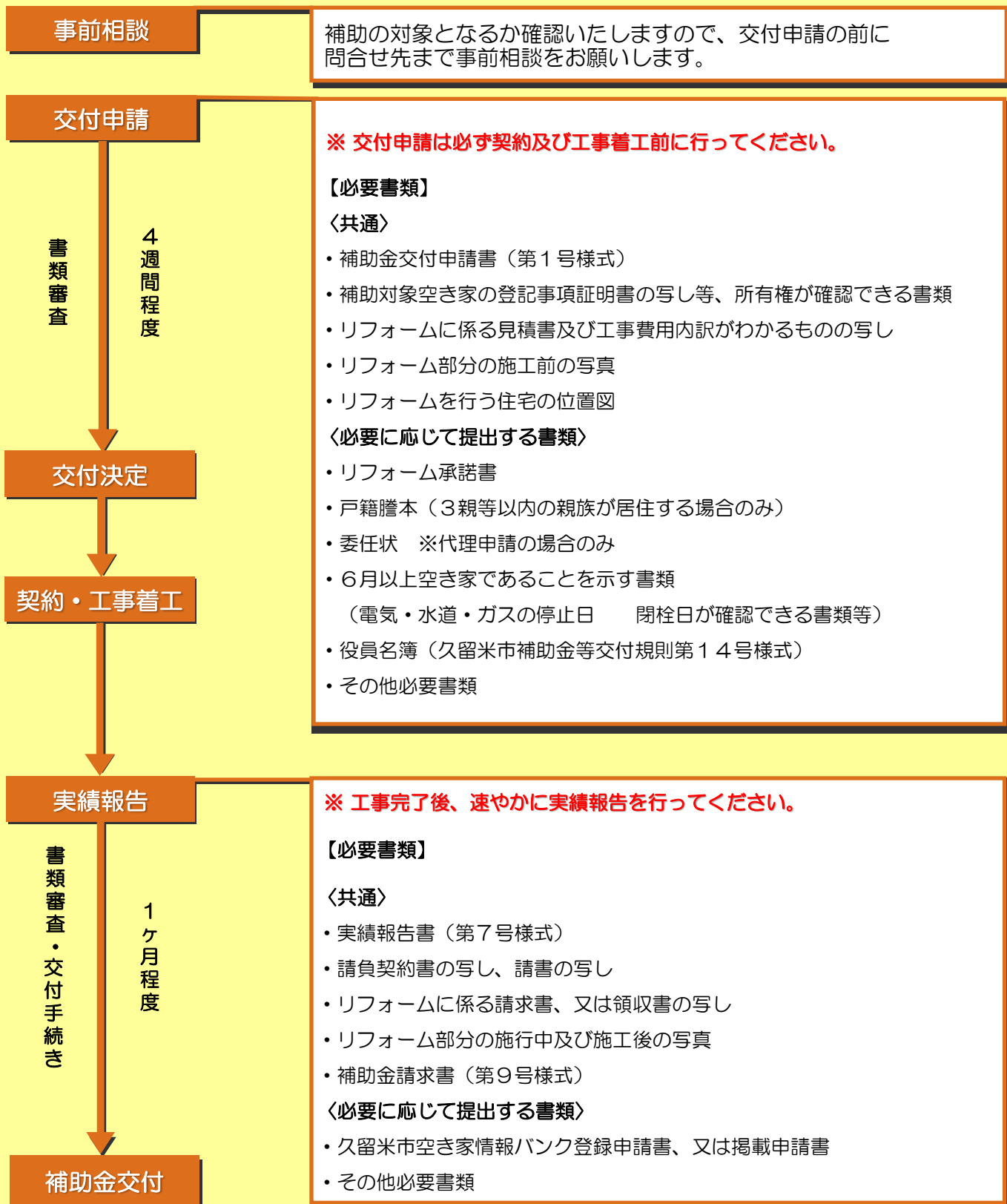
E-mail : housing@city.kurume.lg.jp

(事業内容や申請書類はホームページにも掲載しています)

市HPはこちら



事前相談から補助金交付まで



【注意事項等】

- ・申請書、報告書は、申請窓口へご提出ください。
- ・代理人により申請の場合は、委任状が必要です。
- ・行政書士又は行政書士法人でない者が、業として報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、行政書士法で禁止されています。